AIP

Airline
International
Program

エアライン留学プログラム

■募集要項　■参加申込書

2025年出発対象

ICC Consultants Inc.

2025年3月改定

202503 - 01

Airline International Program

■募集要項（募集対象：大学生・大学院生・専門学生・社会人）

	シアトル ＜6ヶ月コース＞	シアトル ＜9ヶ月コース＞
研修開始月	4月、7月	1月、4月
研修校	ALPS Language School （米国 / シアトル）	ALPS Language School （米国 / シアトル）
参加条件 （いずれかひとつ必要）	TOEFL iBT 54 以上 TOEFL ITP 480 以上 TOEIC 650 以上 ICC 英語能力試験 ※スピーキングチェックあり	TOEFL iBT 45 以上 TOEFL ITP 450 以上 TOEIC 550 以上 ICC 英語能力試験
募集定員	1月･4月出発: 計6名	4月･7月出発: 計6名
滞在方法	ホームステイ （個室･2食付）	ホームステイ （個室･2食付）
現地研修費	US$8,978	US$15,169
現地プログラム運営費	US$1,500	US$2,250
滞在費	US$9,000 ～	US$13,500 ～
プログラム参加費	330,000円	330,000円

（※プログラム参加費には消費税10%が含まれます）

＜注意＞

（1） 研修期間：研修期間は目安であり若干変更する場合があります。

（2） 研修開始月：研修開始月は目安であり若干変更する場合があります。

（3） 参加条件：欄内に指定のある英語力判定試験のいずれかひとつのスコアをご提出ください（スコアの有効期間は取得後2年以内）。

※スコアをお持ちでない方は、ICC英語能力試験（受験費用：無料／予約必要）をICCにて受験することも可能です。この試験のスコアはエアライン留学プログラム（以下AIPプログラム）参加のための正式スコアとして認定されています。ICCオフィスにご来社が難しい方は、オンラインテストをご相談ください。

※TOEIC®IPと、TOEFL®ITPも参加スコアとして認定されています。

（4） シアトル6ヶ月コースをご希望の場合は、英語スコア以外にも、スピーキングテストをオンライン又は電話で行い、英語力とコミュニケーション能力を総合的にみて判断させていただきます。

（5） 募集定員：定員になり次第、申し込み受付を終了します。定員の空き状況については随時お問い合わせください。コース・出発期グループ毎の合計人数により、カリキュラムが一部変更になる可能性、また他コース・他出発期へのご移行をお願いする可能性がございます。予めご了承ください。

（6） 現地活動費：現地語学学校が提供するのアクティビティ費用として、実費$35/1セッション（4週間）（2025年3月現在）が別途かかります。

（7） 滞在方法：ホームステイです。ホームステイは原則的に1人部屋、1日2食付きです。プログラムは、厳密に24週間または36週間ではなく、数日超過することもございます。その場合は、延泊分（目安$30 ～ 40/泊）の滞在費が別途発生しますので、予めご了承ください。

※滞在先の自己手配希望（友人、知人宅で滞在）がある場合は、事前にご相談ください。

（8） 事前語学研修制度：語学力が参加条件に満たない場合、事前に指定事前語学研修校で語学研修に参加することにより、AIPプログラムに参加できる制度です。期間は、参加者の語学力により1 ～ 3ヶ月程度で認定されます。条件を満たしている方でも希望により参加可能です。

【参加費用について】

（1） 記載された参加費用は2025年3月現在のものです。

（2） 参加費用に含まれるもの

◆プログラム参加費：入学手続、渡航手続、査証申請代行取次ぎ、滞在先手配取次ぎ、出発前英語サポート、出発前オリエンテーション、キャリアサポート、プログラム企画費、広告事業費、事務諸経費等

◆現地研修費：入学申請費、授業料、空港実践トレーニングアレンジ料、キャリアプログラム費（Meet Up、企業訪問、キャリア関連セミナーなど）、プログラムコーディネート料等

◆滞在費：滞在先手配費用、ホームステイ費用

◆プログラム運営費：現地空港での出迎えサービス（指定便のみ対象）、オリエンテーション、口座開設、課外活動の情報提供、研修中のカウンセリング、緊急時のサポート、キャリア相談、Conversation Lounge、Airline Aviatic、研修校との対外交渉費、現地オフィス事務諸経費等

（3） 費用の請求は、請求日当日の三井住友銀行TTS送金レートに3円加算した円貨で請求致します。

※契約事項「第8条 諸費用」をご参照ください。

（4） 変更された場合は、既にお支払い済みの費用と変更後の費用との差額を申し受けることがありますのでご了承ください。

（5） 参加費用の他に必要な費用の目安

・アメリカへの航空券（片道）　20万円～
・海外留学生傷害保険　15 ～ 25万円／ 6 ～ 9ヶ月
・査証申請関連費用及び査証申請代行費用　7 ～ 12万円
・お小遣い　7 ～ 10万円／月

※「お小遣い」は、研修校や空港等受入先までの交通費、小遣い、食費等、留学生活で必要な経費のことです。

※上記費用の目安は、あくまでも一般的な例ですので、実際にかかる費用は個人の生活習慣等により異なります。

●空港実践トレーニングについて

プログラムに含まれる空港実践トレーニングは、シアトルでの空港関連業務（カスタマーサービス業務）です。シアトルでは国際空港ボランティアスタッフとして、無給のボランティアワークを行います（2025年3月現在）。ただし諸事情により、研修内容や研修場所が異なる場合があります。詳しくは、エアライン留学プログラム契約事項「第11条空港実践トレーニングの手配」をお読みください。

●プログラム運営機関案内

シアトルに現地オフィスがあり日本人スタッフが常勤しており、AIPプログラム研修生の留学生活をサポートしています。研修校や空港等受入先との緊密な連絡や信頼関係を保ち、研修生に対しては学習面や生活面、緊急時においての相談に応えています。

●事前語学研修案内

英語力が参加条件に満たない場合、プログラム開始前に事前に現地での語学研修に参加することにより、AIPプログラムへの参加が可能となります（事前語学研修制度）。期間は、参加者の語学力により1～3ヶ月程度で設定します。条件を満たしている方でも希望により参加可能です。

AIPプログラムコース研修校であるALPS Language Schoolでの研修。4週間毎に開講。費用（授業料と滞在費）の目安は、$3,550約55万円（4週間）です。ALPSは1クラス8名以内の少人数制レッスンと、1日1時間のプライベートレッスンを受けられるのが特徴です。先生と学生の距離が近く、フレンドリーでアットホームな雰囲気の語学学校です。

エアライン留学プログラム契約事項

株式会社ICCコンサルタンツ（以下「甲」とします）とエアライン留学プログラム参加者（以下「乙」とします）間に締結されたエアライン留学プログラム（以下「本プログラム」とします）の実施に関する契約（以下「本契約」とします）の内容は次のとおりです。

第1条　本契約の目的
本契約は、甲が提携する米国（以下「研修国」とします）の語学学校（以下「研修校」とします）において行われる英語研修及びカスタマーサービス等の授業と、空港実践トレーニング（空港関連業務／無給ボランティア）による留学プログラム（以下「本プログラム」とします）を通じて、乙に対して研修の機会とこれに必要な現地でのケアサービスを提供することを目的とするものです。

第2条　本プログラムの内容
本プログラムの内容は次の通りです。
（1）研修校
研修校は、アルプス英語学校（ALPS Language School、米国・シアトル）です。
（2）研修内容
甲及び研修校が提供する研修内容は、原則として、英語研修、カスタマーサービスの授業等と、空港、その他サービス業界での実践トレーニングから構成されます。その他に各研修校独自のカリキュラムにより構成される場合もあります。
（3）現地サポート
甲は乙が本プログラム参加中、甲の現地オフィス（米国・シアトル）を通じ、乙の現地でのケアサービスなどを提供します。
（4）研修期間
別に定める本プログラム募集要項の通りです。

第3条　甲によるサービスの内容
甲は、乙に対し次のサービスを提供します。
（1）参加手続
本プログラム研修校への入学手続を行います。
（2）渡航手続
渡航するために必要な手続やアドバイスを行います。必要に応じて査証取得のアドバイスを行います。
（3）滞在先手配
研修国での滞在先手配の取次ぎをします。滞在先は、別に定める本プログラム募集要項の通りです。
（4）情報提供
乙の求めに応じて行う、研修校や研修内容、その他研修や滞在に関わる研修全般の情報を提供します。
（5）出発前オリエンテーション
参加者合同の出発前オリエンテーションを実施します。乙が何らかの事情により合同オリエンテーションに参加できない場合は、別途個別によるオリエンテーションを実施します。
（6）現地空港での出迎えサービス（指定便のみ対象）
甲または研修校が指定する現地空港で、出迎えサービスを行います。
指定便以外で到着される方にはこのサービスがありません。
（7）研修中のカウンセリング
甲のシアトルオフィスは、乙の求めに応じて滞在に関わる相談や研修全般に関わるカウンセリングを提供します。
（8）緊急サポート
甲のシアトルオフィスは、研修参加中、乙の緊急時におけるサポートを提供します。
（9）就職情報サービス
甲は乙に対して各種求人情報を不定期に email で送信します。

第4条　契約外サービス
甲は、本契約の範囲外サービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。
（1）本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次
（2）海外留学生保険の手配
（3）航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
（4）事前語学研修参加手続
甲は、乙が参加できる本プログラム開始前の事前語学研修プログラムへの入学手続を行います。
（5）その他、乙の求めに応じて行う特別のサービス

第5条　契約の成立、参加条件、募集時期
（1）契約の成立
乙が甲に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲の指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入の上、別に定める参加申込証拠金を添えて甲に対して申込みをするものとします。甲において申込みを受け付けた時点で、本契約が成立します。なお、参加申込証拠金は本契約が成立した時点でプログラム参加費の一部に充当します。
（2）参加条件
本プログラムへの参加には、別に定める本プログラム募集要項に記載された参加条件を満たすことが条件となります。
（3）募集時期
甲は、本プログラム開始日より4ヶ月前を目安に申込みを締め切ります。但し、甲が定める定員に空きがある場合には、募集期間が過ぎても参加申込みを受け付けることがあります。なお、4ヶ月前以前に募集定員に達した場合には、その時点で申込みを締め切ります。

第6条　申込みを受け付けない場合
乙から甲に対する参加申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は参加申込みを受け付けないことがあります。
（1）乙の申込み前に、甲の定めた募集定員に達した場合
（2）乙の申込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
（3）乙が甲の定めた「研修に関する適性」を欠くと甲によりみなされる場合
（4）甲の業務上やむを得ない事由がある場合
（5）その他甲において参加申し込みを受け付けることが適当でないと判断した場合

第7条　必要書類
乙は甲が指定する期日までに、留学手続に必要な書類を甲に提出するものとします。

第8条　諸費用
乙は、本契約に基づく甲のサービス提供に対する対価として、本プログラム募集要項に定める参加費用に関する取り決めに従い、所定の金額の参加費用を甲に対して支払います。
（1）参加費用とその他費用の内訳
1. 参加費用に含まれるもの
〈現地研修費〉入学申請費用、授業料、空港実践トレーニングアレンジ料、キャリアプログラム費（Meet Up、企業訪問、キャリア関連セミナーなど）、プログラムコーディネート料等
〈滞在費〉滞在先手配費用、ホームステイ等滞在費用
〈プログラム運営費〉現地空港での出迎えサービス（指定便のみ対象）、オリエンテーション、口座開設、課外活動の情報提供、研修中のカウンセリング、緊急時のサポート、キャリア相談、Conversation Lounge、研修校との対外交渉費、現地オフィス事務諸経費等
〈プログラム参加費〉入学手続、渡航手続、査証申請代行取次ぎ、滞在先手配取次ぎ、AIP 準備講座、出発前オリエンテーション、キャリアサポート、プログラム企画費、広告事業費、事務諸経費等
2. 参加費用に含まれない費用
次に定める費用は参加費用に含まれません。また本契約範囲外のサービスを乙が甲に対して求める場合、乙は甲に対し別途費用を支払う必要があります。
イ．日本と研修国間の航空運賃
ロ．海外留学生保険料
ハ．本契約範囲外の現地宿泊費
ニ．研修国が定める査証申請料及び査証申請代行費用
ホ．事前語学研修参加手続
本プログラム開始前に、乙が本契約「第4条　契約外サービス（4）事前語学研修参加手続」に定める事前語学研修に参加を希望する場合または事前語学研修校が本プログラムの研修校である場合には、事前語学研修手配費用は必要ありません。しかし、乙が研修校以外の語学学校での事前語学研修を希望する場合は、事前語学研修手配費用として別途 33,000 円（消費税 10% 含む）が必要となります。事前語学研修手配費用には、甲の指定する事前語学研修校への入学手続の代行料が含まれます。※研修予定国以外の国の語学学校での事前研修手配はお受けできません。
ヘ．現地語学学校提供のアクティビティ活動費と教材費
ト．乙が諸費用を振り込む際にかかる金融機関の振込手数料
チ．留学生活に必要なお小遣い
お小遣いは、研修校や空港等受入先までの交通費、小遣い、食費等、留学生活で必要な個人的な経費を含みます。
（2）参加費用の請求
甲は、甲が別に定める参加費用の請求日に、参加申込証拠金を除いた残金を乙に対し請求します。プログラム参加費の残金を除く参加費用の請求は、研修国通貨を請求日当日の三井住友銀行 TTS（送金レート）に3円加算した円貨で請求するものとします。乙は指定された期日までに全額を、銀行振込にて支払うこととします。参加費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して 90 日以上前にお支払いいただくことはありません。銀行振込の場合は、領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとします。
（3）現地研修費及び滞在費等の値上げ
本契約締結後に、甲の責によらない事由で現地研修費、現地滞在費用などの留学費用が変更された場合、乙は甲に対し甲の指定する方法で必要な費用の差額を支払うものとします。
（4）滞在費の返金
渡航後、乙の滞在先の変更（本プログラム募集要項に定める甲の指定する滞在先からの自己手配などによるアパートなど新たな滞在先への変更）がなされた場合において、甲が乙から預かった滞在費のうち滞在先に対する未払金があり、かつ、甲及び乙が滞在先への支払義務を負わない場合には、当該金額の返金を現地通貨により行います。

第9条　解約及び返金
（1）乙が乙の事情で本契約を解約した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。
① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約
解約料は発生しません。
② 契約締結日を基準とする解約料
イ．契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約
……プログラム参加費の 10%
ロ．契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約
……プログラム参加費の 20%
ハ．契約締結日から起算して61日目以降になされた解約
……プログラム参加費の 30%
③ 出発予定日を基準とする解約料
（※乙が事前語学研修を申し込んだ場合はその出発予定日を適用します。）
イ．出発予定日の70日前から51日前までになされた解約
……プログラム参加費の3分の1
ロ．出発予定日の50日前から26日前までになされた解約
……プログラム参加費の 50%
ハ．出発予定日の25日前から15日前までになされた解約
……プログラム参加費の 75%
ニ．出発予定日の14日目以降になされた解約
……プログラム参加費相当額（返金はありません。）
（2）（1）により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した参加費用から（1）の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を乙に払い戻します。
（1）の解約料及び以下の各費用の合計額が、甲が乙から収受した金額を超える場合は、甲は乙に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は

乙が負担するものとします。
① 留学生保険、航空券、査証申請等の手配に関して当該機関の定めにより要した費用
② 滞在費のうち滞在先（ホームステイ）に支払う必要のある費用（未払金）。
③ 現地プログラム運営費
渡航先に到着した日を基準として以下のとおり算出した現地研修費については返金しません。返金分の為替レートは、甲から乙に対する返金日における三井住友銀行の TTB レートを使用します。※事前語学研修をつける場合はその到着日を適用します。
Ⅰ）シアトル 6 ヶ月コースの場合
イ．到着日から起算して 30 日目までになされた解約
……現地プログラム運営費の 50%
ロ．到着日から起算して 31 日目から 90 日目までになされた解約
……現地プログラム運営費の 85%
ハ．到着日から起算して 91 日目以降になされた解約
……現地プログラム運営費相当額（返金はありません。）
Ⅱ）シアトル 9 ヶ月コースの場合
イ．到着日から起算して 30 日目までになされた解約
……現地プログラム運営費の 50%
ロ．到着日から起算して 31 日目から 90 日目までになされた解約
……現地プログラム運営費の 70%
ハ．到着日から起算して 91 日目から 150 日目までになされた解約
……現地プログラム運営費の 85%
ニ．到着日から起算して 151 日目以降になされた解約
……現地プログラム運営費相当額（返金はありません。）
④ 現地研修費のうち解約までに現地研修のために甲が要した費用
現地研修校からの返金がなされた場合、現地研修費のうち解約までに現地研修のために甲が要した費用を除き、現地通貨にて返金するものとします。やむを得ず円貨での返金となる場合の為替レートは、研修校から甲に通知があり、返金額が決定した日における三井住友銀行の TTB レートを使用します。事前語学研修中（出発予定日の 14 日前以降）の解約の場合も、研修校からの返金がなされた場合には、手配費用及び事前研修のために甲が要した費用を除き、返金するものとします。
⑤ 出発日から起算して 89 日前を経過した後に解約がなされた場合の滞在手配料（ホームステイの場合）

第１０条　申込み後の延期・変更
乙は、一定の条件の下で新たな申込み手続をすることなく、本プログラムの参加時期の延期、研修校の変更を行うことができます。その場合、既に収受された参加申込証拠金も延期・変更後の費用に充てることができます。
（1）参加時期の延期
乙は、以下の全ての条件が揃った場合、契約したコースの参加を延期することができます。
1. 契約したコースの出発日 90 日前までに乙より申し出があった場合
2. 延期を希望する時期のコース定員に空きがある場合
3. 延期を希望する時期が、契約日から 2 年を経過していない場合
4. 延期の申し出が 2 回以内である場合
※契約日から 2 年以上の延期の場合、および出発時期未定で延期される場合は､契約の解除（取消）とみなし「第 9 条　解約及び返金」が適用されます。

第１１条　空港実践トレーニングの手配
甲は、乙が希望する空港関連業務（地上業務）での受入先を手配します。甲は、その手配のために最大限の努力をしますが、乙の能力、経験、語学力等の個人的事由、米国の空港・企業の雇用環境、航空会社のストライキ、シアトル日本便の廃止、その他の研修国の社会的、経済的事情等により、必ずしも乙への手配を保証するものではありません。乙が語学学校での研修を個人の都合で病欠以外の理由で一定以上休んだ場合、または、乙の参加態度によっては、空港での実践トレーニングができない場合があります。なお、社会情勢や感染症など外的要因により空港実践トレーニングの受け入れが不可能になった場合には、代替案をご提案させていただく場合があり、乙は予めこれを了承するものとします。

第１２条　研修成果の不担保
本プログラムは、甲が乙に、研修校での英語研修、カスタマーサービスの授業等と、空港、その他サービス業界での実践トレーニングの機会を提供することを本旨としており、語学成績の向上などの研修を通じての研修成果や、空港関連業務における資格取得、技能習得、就職先内定などの研修成果の獲得、研修参加後の就職、研修による心理的満足を保証するものではありません。

第１３条　契約内容の変更
甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。
（1）不可抗力による事由で、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
（2）乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
（3）乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ、研修国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
（4）その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第１４条　契約の解除
（1）以下の場合、甲は本契約を解除することができます。
1. 乙の事情により乙が本プログラムの参加を取り止めた場合
2. 定められた期日までに、本契約「第７条　必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合
3. 定められた期日までに、本契約「第８条　諸費用」に定める参加費用の全額の支払いが完了しなかった場合
4. 乙が 1 ヶ月以上にわたり通常の連絡手段による連絡が不能となった場合
5. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合
6. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
7. 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
8. 乙が研修校または事前研修校の学則に従わず、放校や退学処分また、空港など研修先企業及び団体等の就業規則に従わず、受入中止となった場合
9. 乙が正当な理由なく、甲のアドバイスやガイダンスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
10. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
11. 乙が本契約「第２条　本プログラムの内容」を専断的に変更する場合
12. 乙が本契約に違反した場合
13. 乙が本契約「第６条」の事由に該当することが判明した場合
14. その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
（2）契約解除時の費用
前項による本契約が解除された場合、それまでに支払われた参加費用、その他の費用は返金いたしません。また、乙が支払った金額を上回る損害が甲に生じた場合は、甲は乙に対し不足額につき請求することができます。

第１５条　免責事項
甲は次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が被った各損害及び責任について、乙に対し、何ら損害賠償及び責任の義務を負いません。
（1）運輸機関の遅延、キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害
（2）天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争等の不可抗力によって発生した乙の損害
（3）研修校、空港内研修受け入れ団体、滞在先等の留学先における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
（4）研修国による乙に対するパスポートもしくは学生査証（ビザ）発給の遅延、または研修国がこれらの発給を拒否したことによって、乙の研修国への入国が不可能になった場合、または遅延した場合の責任
（5）乙の研修国の法令・風俗・道徳及び研修校の規則等の無知により乙が受けた損害等の賠償責任
（6）理由の如何に関わらず、研修校から入学許可が下りなかった場合の責任及び損害
（7）空港関連業務の手配において、乙の希望する職種/業種への取次手配が実現しなかった場合の損害
（8）乙の意思により留学を取り止めた場合の研修費等の費用返金等の責任
（9）乙が研修校の定める学則に従わず、放校または退学処分を受けた場合の研修費等の費用返金の責任
（10）乙が、本プログラムの募集要項に定める英語能力または空港内研修受け入れ団体が求める英語能力を満たせず、本プログラムで予定された授業の履修、空港関連業務ができなかった場合の研修費の返金
（11）甲が乙のために行う渡航前のオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
（12）為替や物価の変動による学費や滞在費等の参加費用の改定による乙の出捐
（13）「第7条 必要書類」に定める書類が、甲に対し期日までに送付されず、入学手配が出来なかった場合の損害
（14）病気、事故などにより研修国への渡航、もしくは現地でのプログラム参加もしくは継続が困難になった場合の損害
（15）乙が、海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入していなかった場合の研修中における事故、病気時の補償
（16）留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益、損害
（17）本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。

第１６条　契約の有効期間
本契約の有効期間は、乙が本プログラムを修了した時点とします。但し、甲および乙が協議したうえで現地サポート期間を延長することを決定し、所定手続きを行った時は、本契約の有効期間は延長されるものとします。

第１７条　責任範囲
甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。したがって、本契約「第１５条　免責事項」等に該当する乙の損害については賠償の責めを負いません。

第１８条　損害賠償義務
乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第１９条　準拠法令等
本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第２０条　裁判管轄
本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２１条　約定の変更
本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第２２条　発効期限
本契約は、2025 年 1 月 1 日以降 2025 年 12 月 31 日までの研修開始コースの契約に適用されます。

参加申し込みから研修開始まで

18〜6ヶ月前	STEP 1	**ICCコンサルタンツで留学カウンセリングを受ける（無料／要予約）** ※留学の目的、将来のキャリアプラン、現在の英語力を確認していきましょう。
18〜6ヶ月前	STEP 2	**英語スコア取得またはICC英語能力試験を受験（無料／要予約）** ※希望コースの参加規準であるTOEFL/TOEICをお持ちの方は、スコアのコピーをご提出ください。英語筆記試験は免除となります。（取得から2年以内のもの） ※ICC英語能力試験はできるだけ早い時期に受験されることをお勧めします。複数回の受験が可能です。遠方の方はオンラインテストをご相談ください。 ※希望者には英語学習法をアドバイスいたします。 ※シアトル6ヶ月コース希望の方はオンライン又は電話でスピーキングテストを行います。
18〜3ヶ月前	STEP 3	**「エアライン留学プログラム参加申込書」「渡航に向けての重要事項書」に必要事項を記入、捺印の上、参加申し込み** ※ご記入前にエアライン留学プログラム契約事項をよくお読みください。 ※申込各種書類は来社持参、メール添付又は郵送いずれかにて受け付けます。 ※各コースとも定員になり次第締め切ります。締切前に募集を終了することもありますのでご了承ください。 ※出発前4ヶ月を経過しても定員に空きがあるときは参加が可能です。 **参加申込証拠金として、110,000円（税込）のご入金** ※参加申込証拠金は、プログラム参加費の一部に充当されます。 ※ご入金は、銀行振込です。 ※STEP3が完了し、ICCにより申し込みを受け付けた時点で正式な参加申し込み（手配契約の成立）とみなします。
6ヶ月前〜	STEP 4	**研修校指定アプリケーション等、入学必要書類の作成および提出** ※書類一式は、ICCコンサルタントよりお渡しいたします。 ※英文残高証明書の提出が必要です。
4〜3ヶ月前	STEP 5	**学生ビザ取得、航空券／海外留学生傷害保険の手配、滞在先手配** ※学生ビザの取得には時間がかかりますので余裕をもって手続きを行います。 ※上記渡航手続きに必要な書類は、各担当者がご用意します。
2〜1ヶ月前	STEP 6	**留学費用残金のご請求、お振込** ※参加申込証拠金を除く参加費用を一括でお支払いいただきます。 ※費用のご請求は、請求日当日の三井住友銀行TTS送金レートに3円加算した円貨で請求させていただきます。
3〜2週間前	STEP 7	**出発前英語サポート、出発前オリエンテーションの実施** ※最終的な出発前確認です。プログラムの詳細、変更点、注意事項など説明しますので、必ず参加してください。 ※滞在先となるホームステイ先住所をお伝えします。
3〜2日前	STEP 8	**日本出発／現地到着** ※現地スタッフが到着空港にてお待ちしています。 ※指定便以外でのご到着の場合は、出迎えはありません。
	STEP 9	**研修開始** ※研修校にてオリエンテーションや、カリキュラムにそった授業が開始されます。

注意）上記のスケジュールは、個々の事情や参加コースによって異なることがあります。

■キャンセルにともなう解約金

参加申込が正式に完了後、参加者の都合で留学を中止された場合は、解約金が発生します。詳しくはP3の「エアライン留学プログラム契約事項　第9条解約及び返金」をお読みください。

お振込先

金融機関名：三井住友銀行（0009）　**支 店 名：**目黒支店（694）
種　　別：普通預金　**口座番号：**7395600
口 座 名 義：株式会社ICCコンサルタンツ
［カ）アイシーシーコンサルタンツ］

個人情報の取り扱いについて

株式会社ICCコンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通りお約束いたします。

（1）取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問い合わせに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1ヶ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

（2）取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。
①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。
②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。
③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

（3）個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

（4）当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。
個人情報の開示等の請求を行う場合は、株式会社ICCコンサルタンツ　IT・コンプライアンス統括室　マネージャー　個人情報保護管理者　TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iccworld.co.jp までご連絡ください。

2025年3月版

エアライン留学プログラム参加申込書

参加申込日　20　　年　　月　　日

（フリガナ） 本人氏名	生年月日（西暦）　　年　　月　　日生（満　　歳） 性別　男 ／ 女 ／ 開示しない	
パスポート 記載氏名（ローマ字）	過去に取得したビザの有無 （米国 ESTA を含む）　有 ／ 無	※有の場合は以下に詳細を記入してください。 （詳細：　　）
本人の国籍	本人の本籍地	本人の出生地
（フリガナ） 現住所（〒　　） TEL　（　　）　携帯TEL　　FAX　（　　）		
メールアドレス（ウェブメールのみ可）※必ずご記入ください。		
（フリガナ） 渡航後の国内連絡先（〒　　）　＊現住所と同じ場合は、同上と記入 TEL　（　　）　携帯TEL	氏名 続柄	
現在のお勤め先 ＊会社名及び部署名を記入　＊該当者のみ記入　TEL　（　　）		
最終学歴（現在の在学校または最後に在籍した学校） 大学　　学部　　学科　　卒業・在学中（　　年）		

●英語能力（該当箇所に記入）

☐ TOEFL ＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿ 年＿＿ 月取得 ☐ TOEIC ＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿ 年＿＿ 月取得	☐ ICC英語能力試験 ＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿ 年 ＿＿月取得

●参加希望コース（該当欄をチェック☑して下さい）

希望コース	希望開始月
☐ 6ヶ月コース	20 ＿＿＿年　☐ 4月　☐ 7月
☐ 9ヶ月コース	20 ＿＿＿年　☐ 1月　☐ 4月

指定事前語学研修校での語学研修（該当欄をチェック下さい）	☐ 参加を希望する（　　）週間　☐ 希望しない

■ ICCを何でお知りになりましたか？
（新聞や雑誌の場合、新聞名、雑誌名を記入）

■ ICCの説明会または個別カウンセリングに参加されましたか？
☐ はい　　☐ いいえ

「エアライン留学プログラム契約事項」および「個人情報の取り扱いについて」を読み、内容を理解した上で参加申し込みを行います。
また、この申し込み内容に相違がないことを確認します。

本人署名　　印　　記入日　　年　　月　　日

保護者署名　　印　　記入日　　年　　月　　日

保護者署名　　印　　記入日　　年　　月　　日

（満18歳未満の場合は、保護者2名の署名・捺印が必要です。但し、保護者が1名の場合は1名のみ署名・捺印）

ICCコンサルタンツ

https://www.iccworld.co.jp/　email：info@iccworld.co.jp